

基本目標 4 健全で豊かな心を育むまち

政策 1 子どもたちの生きる 力を育む (41)

施策体系

施策 1：知・徳・体の調和のとれた 教育の推進 (411)

- (1)学校教育の推進 (4111)
- (2)特色ある学校づくり (4112)
- (3)教育環境の整備 (4113)
- (4)特別支援教育の充実 (4114)
- (5)教職員の資質向上 (4115)

施策 2：青少年の健全育成 (412)

- (1)社会全体の教育力の向上 (4121)
- (2)体験学習の促進 (4122)

前期基本計画期間の取り組みと今後の課題

■ 前期基本計画期間の取り組み

- ▶平成 28(2016)年度に開設した「松山市教育研修センター」では、大学などとの連携により、より質の高い実践的な研修をとおして、教職員の資質の向上や、「松山の授業モデル」に基づく各学校の特色を生かした授業改善に取り組んでいます。
- ▶「ふるさと松山学」に関する教職員研修を充実するとともに、より効果的な教材の活用方法の開発・共有に取り組みました。
- ▶エアコン整備やタブレットパソコンの導入、幼稚園庭芝生化などにより、教育環境の向上に取り組んでいます。
- ▶体育大会などの開催による体力・技術の向上を図るとともに、小学校の新体力テストに平成 27(2015)年度から「パーフェクト自己新記録賞」を導入したことで、一人ひとりの意欲向上につながりました。
- ▶地域住民の参画による「放課後子ども教室」をとおして、子どもの健全育成や地域の教育力向上を図るとともに、青少年育成支援委員による巡回活動を強化しました。

■ 今後取り組むべき課題

- ▶学力・体力の向上に資する取り組みに加えて、「ふるさと松山学」の活用により、郷土への愛着や誇りを育むことをねらいとしたふるさと教育にも注力し、引き続き、自ら考え、課題を解決する意欲と能力をもった子どもの育成に取り組むことが必要です。
- ▶松山市の子どもの体力レベルは、年々向上しているものの、全国平均よりもやや低い水準にあるため、引き続き体育授業の工夫・改善や子どもの意欲向上に取り組む必要があります。
- ▶発育や発達に不安のある就学前児童に関する幼稚園、保育園や保護者からの相談が増加傾向にあることから、関係機関との連携強化や更なる相談体制の充実が求められます。
- ▶家庭や地域住民、教職員との連携のもと、子どもを取り巻く環境変化の的確な把握や、放課後における子どもの見守り及び健全育成に取り組むことで、地域全体の教育力をさらに向上することが求められます。

施策 1

知・徳・体の調和のとれた教育の推進（411）



めざす姿

次代を担う子どもたちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけるとともに、子どもたちに、社会における「生きる力」や「郷土を誇りに思う心」が醸成されています。

施策の方向性

- (1) 学力のみならず心と体の調和のとれた子どもや「生きる力」を育む学校教育を推進します。
- (2) 郷土を誇りに思う心を育むとともに、各学校が地域の特色を生かし、創意工夫をこらした活動を推進するなど、松山ならではの教育に取り組みます。
- (3) 学校施設の安全確保や良好な学校環境の整備などを行うとともに、地域人材の活用による教育体制の充実のほか、教材や機器の整備を図るなど、全ての児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備します。
- (4) 発育や発達に不安のある就学前の幼児などに関する相談体制を充実させるほか、特別な支援が必要な子どもが、適切な就学指導を受けながら意欲をもって学習できる環境を整備します。
- (5) 教職員の資質向上のため研修の充実を図るとともに、教職員の心身の健康を守るため働き方の見直しや相談・支援体制の充実に取り組みます。

主な取り組み

(1) 学校教育の推進（4111）

- ① 子どもの学習意欲を向上させる取り組みなどにより、一人ひとりが学習の基礎・基本を習得し、それらを活用して自ら考え課題を解決できる確かな学力を育成します。
- ② 道徳教育などにより、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな心を育むとともに、外国語指導助手（ALT）などを活用した英語教育をとおして、国際社会に通用する人材育成に取り組みます。
- ③ 各種体育大会など、日頃の練習の成果を発揮できる場の提供や、ICTを活用した体育実技の指導のほか、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえた指導方法の調査研究などにより、健やかな体を育成します。
- ④ 経済団体や大学など、関係機関との連携を図りながら、キャリア教育・ICTなどを活用した情報教育・食育のほか、いじめ問題などについて自ら考え行動する力の醸成など、教科のみならず多様な教育を推進します。
- ⑤ 給食調理場の適正な整備をはじめ、給食従事者や食品の衛生検査のほか、地産地消の推進などにより、学校給食の充実を図ります。
- ⑥ 「学校保健安全法」に基づき、健康診断や学校環境衛生検査などを実施するとともに、児童生徒の事故防止に関する指導などを行うほか、保健室の整備・充実を図るなど、学校における保健と安全の充実を図ります。

(2) 特色ある学校づくり (4112)

- ① 松山ゆかりの先人や伝統文化などを素材にした教材「ふるさと松山学」の効果的な活用などにより、わがまち松山に根ざした学習の充実を図り、郷土への誇りや将来への志を育みます。
- ② 各学校の地域性や独自性を生かしたSDGsにつながる活動や学校間交流をとおして、豊かな人間関係づくりや次の世代に向けた持続可能なふるさと松山のまちづくりを担う児童生徒の育成を目指します。
- ③ 各学校の特性に応じて校区外からの通学を可能にするるとともに、小1プロブレムや中1ギャップ対策として、小学校と中学校などの異校種間連携を進めるなど、弾力的な枠組みによる活動を促進します。
- ④ 研究協力校や大学などの協力を得て、「松山の授業モデル」に基づく授業づくりや調査研究などにより、先進的な取り組みを推進します。

(3) 教育環境の整備 (4113)

- ① 学校にエアコンを設置するほか、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、公共施設マネジメントに基づき長寿命化計画を策定し、安全を確保するなど、良好な学校環境を計画的に整備します。
- ② 学習の程度に応じたきめ細かな支援や障がいのある子どもなどへの対応のほか、部活動の指導者の確保などのため、地域の人材を活用し、教育体制の充実を図ります。
- ③ 学校教材について、新学習指導要領（教育課程を編成する際の基準）への対応や、老朽化に伴う更新のほか、学校図書館の図書標準（学校図書館の図書の整備をする際の目標）を踏まえた蔵書の充実など、適正な整備を進めます。
- ④ 高度情報化社会に対応して、児童生徒の情報活用能力の育成を目指し、1人1台端末などの日常的・効果的な活用を推進するとともに、教職員等の事務負担を軽減するため、校内のICT化などの環境整備を推進します。
- ⑤ 就学機会や適切な学習環境を提供するため、経済的理由により就学が困難な家庭に対して、支援を行います。
- ⑥ 定時制高校や外国人学校などにおける多様な教育を振興するため、経済的支援を行います。

(4) 特別支援教育の充実 (4114)

- ① 発育や発達に不安のある就学前の幼児などに関する相談に適切に対応するため、面談や遊びをとおして言葉や心身の発達を促す指導を行うほか、関係機関との連携による支援を強化します。
- ② 特別な支援を必要とする子どもが豊かに学校生活を送るために、適切な就学相談の実施や学校生活支援員の効果的な活用、医療的ケア児支援体制の整備、関係機関等との連携の充実などにより、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備を推進します。

(5) 教職員の資質向上 (4115)

- ① 教職員の資質・能力の向上を図るため、教育研修センターを活用し、体系的・計画的に校外研修を行うとともに、各校の校内研修を効果的に実施するための取り組みの充実を図ります。
- ② 児童生徒に直接関わる教職員の心身の健康を守るため、働き方を見直すとともに、教職員を対象とした相談・支援体制の充実を図ります。
- ③ 県費負担教職員の人事権移譲の実現に向け、関係機関との協議・研究を行います。

指 標

指標（単位）		現状値 （平成 28 年度）	当初目標値 （令和 4 年度）	変更後目標値 （令和 6 年度）
①	一日当たり一時間以上の家庭学習時間が確保できている児童生徒の割合（％）	小学校 6 年生 75.4 中学校 3 年生 68.4	小学校 6 年生 76.0 中学校 3 年生 70.0	小学校 6 年生 76.0 中学校 3 年生 76.0
②	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における全国平均以上の種目数（種目）	15	27	27
③	学校給食における県内産食材の割合（％）	31.5	35.0	40.0
④	「ふるさと松山学」を授業等で活用する小・中学校の割合（％）	—	100	100
⑤	幼稚園・小・中学校間の連携に関する研究指定を受けた学校園数（園・校）	53	80	84
⑥	学校図書館図書の子童生徒一人当たりの貸出冊数（冊）	小学校 46.1 中学校 8.8	小学校 47.0 中学校 10.0	小学校 54.0 中学校 12.0
⑦	特別支援教育指導員派遣相談のうち就学前相談件数の割合（％）	36.4	38.5	39.5
⑧	通級指導教室で指導が終了した児童生徒数（人）	168	190	190
⑨	教職員研修受講者数（人）	16,456	18,000	18,000

施策2 青少年の健全育成（412）



めざす姿

学校・家庭・地域が一体となることで、社会全体の教育力が向上しており、その中で、青少年が周りの大人たちに見守られながら、様々な交流や体験をとおして、豊かな人間性や社会性を身につけています。また、いじめや不登校などを起こさない機運が定着しているとともに、課題をもつ子どもや保護者に対しては、解決のための相談・支援体制が充実しています。

施策の方向性

- (1) 学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を推進することで、社会全体の教育力を向上させるとともに、様々な課題をもつ子どもや保護者に対しては、相談・支援体制の充実を図ります。
- (2) 体験学習をとおして、青少年の人間性や社会性を育むとともに、それらの担い手となる団体への支援や指導者の育成を行います。

主な取り組み

（1）社会全体の教育力の向上（4121）

- ① 子どもが社会の一員として主体的に活躍できる環境整備などにより、様々な交流や活動をとおして、青少年が心の豊かさやたくましさを身につけられるように、学校・家庭・地域が連携した健全育成を推進します。
- ② 「松山市青少年育成市民会議」や「まつやま子ども育成会議」など、青少年育成に携わる様々な担い手が連携を深めるとともに、その多様性を尊重しながら活発に活動できるための支援を行います。
- ③ いじめ・不登校・児童虐待などの課題をもつ子どもや保護者に対しては、関係機関との連携を強化するとともに、利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

（2）体験学習の促進（4122）

- ① 農業・漁業・文化などに関する自然・社会体験活動の充実を図り、青少年の豊かな人間性や社会性、職業観を育みます。
- ② 体験活動の担い手となる青少年育成団体などに対する支援を行うとともに、活動内容を企画し推進することができる指導者の育成を行います。

指標

指標（単位）		現状値 （平成 28 年度）	当初目標値 （令和 4 年度）	変更後目標値 （令和 6 年度）
①	「地区子ども会議」への参加者数（人）	1,939	2,020	2,020
②	市立小中学校におけるいじめの解消率（見守り中を含む）（%）	99.8	100	100
③	市立小中学校における不登校児童生徒の割合（%）	1.24	1.16	1.16
④	体験学習の参加児童生徒の成長度（%）	47.9	54.0	54.0

基本目標 4 健全で豊かな心を育むまち

政策 2 多彩な人材を育む (42)

施策体系

施策 1 : 生涯学習の推進 (421)

(1) 多様な学習機会の提供 (4211)

(2) 生涯学習環境の整備 (4212)

施策 2 : 地域スポーツの活性化 (422)

(1) 地域スポーツ活動の推進 (4221)

(2) 指導・支援体制の充実 (4222)

施策 3 : 国際化の推進 (423)

(1) 国際交流の促進 (4231)

(2) 多文化共生の促進 (4232)

前期基本計画期間の取り組みと今後の課題

■ 前期基本計画期間の取り組み

- ▶ 公民館では、地域住民のニーズに即した学習講座や地域課題の解決に資する活動を進めるとともに、研修事業を広域で行うなど、公民館相互の連携を積極的に進めています。
- ▶ 市民の調査・研究環境の充実を図るため、中央図書館に「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」を導入しました。また、移動図書館の土曜・日曜の巡回を増やし、市民が図書館サービスを利用できる機会の増加に取り組みました。
- ▶ 平成 28(2016)年度には、北条スポーツセンターで野球場 2 面を供用開始するとともに、野外活動センターにグランド管理棟を整備するなど、スポーツ環境の充実と利用者の利便性向上を図りました。
- ▶ 姉妹・友好都市（サクラメント市、フライブルク市、平澤市）、友好交流都市（台北市）との「まつやま中学生海外派遣事業」のほか、スポーツ、環境など様々な分野における各種交流事業をととして、国際化を推進しています。

■ 今後取り組むべき課題

- ▶ 公民館における学習講座の受講者には若年層が少ないことから、学校や仕事、家庭などの状況の多様化に合わせて、幅広い世代の地域住民が公民館を活用できるような環境づくりが求められています。
- ▶ 図書館では、司書の専門性を生かした資料選定を行い、各分野の資料をバランスよく収集することに加えて、商用データベースなどをととして、多様な情報を提供することが重要です。
- ▶ より多くの市民がスポーツ活動に参加できるよう、平成 29(2017)年度の「第 72 回国民体育大会」及び「第 17 回全国障害者スポーツ大会」により高まった市民のスポーツに対する関心を、今後のスポーツ振興に生かしていくことが求められます。
- ▶ 海外派遣などの仕組みを活用して、国際社会に触れる機会を増やし、その経験を生かして、将来国際交流に携わる人材を育成することが必要です。

施策 1 生涯学習の推進（421）



めざす姿

子どもから高齢者まで、多様なニーズに対応した学習ができる環境が整っており、それぞれの学習成果がまちづくりや地域活動などに生かされています。

施策の方向性

- (1) 幅広い世代の関心や、多様化する市民の学習ニーズに応じた学習メニューを提供するとともに、公民館における学習活動の充実や、学習成果の地域社会での活用促進を図ります。
- (2) 公民館・分館や図書館などの生涯学習拠点や、各種視聴覚教材の利活用により、生涯学習環境の充実を図ります。

主な取り組み

(1) 多様な学習機会の提供（4211）

- ① 生涯をとおして、誰もがいつでも自己実現に向けた学習を効果的に行うことができるよう、地域の団体や企業などと連携して学習機会の拡充を図るとともに、関係団体への支援を強化します。
- ② 公民館においては、市民の多様なニーズに対応できる学習内容や学習情報を提供するとともに、生涯学習リーダーや団体の育成など、学習活動の充実を図ります。
- ③ 生涯学習の成果を社会的な資本と捉え、よりよいまちづくりや子どもの育成などに活用できるような機会を提供します。
- ④ 「第3次まつやま子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。

(2) 生涯学習環境の整備（4212）

- ① 生涯学習や地域住民の交流の場で、最も身近なコミュニティ施設である公民館・分館について、適切な維持管理を行います。
- ② 図書館については、市民ニーズに応じた資料の充実のほか、移動図書館車や情報通信技術を活用した利便性向上など、利用環境の整備を推進します。
- ③ 生涯学習における視聴覚教材などの利活用により、新たな学びの機会を提供します。

指 標

指標（単位）		現状値 （平成 28 年度）	当初目標値 （令和 4 年度）	変更後目標値 （令和 6 年度）
①	公民館が実施する事業への参加者数（人）	223,547	224,000	228,000
②	市立図書館の市民一人当たり図書貸出冊数（冊）	4.0	4.0	4.1

施策2 地域スポーツの活性化（422）



めざす姿

誰もが身近なスポーツ施設などで気軽にスポーツ活動に親しみ、地域のスポーツ指導者や審判員の育成、ボランティア活動が進んでいます。

施策の方向性

- (1) 市民の心身の健全な発達に寄与する地域スポーツ活動の活性化や、スポーツ少年団への支援を行うとともに、施設の計画的改修や利便性向上などによる快適なスポーツ環境の整備を進めます。
- (2) スポーツの普及や競技力の向上のために、指導者や審判員を育成します。

主な取り組み

（1）地域スポーツ活動の推進（4221）

- ① 小中学校の体育館・グラウンドの開放や、公民館対抗のスポーツ大会などを行うほか、積極的な情報発信により、ライフステージに応じた市民の健康増進や体力の向上に寄与する地域スポーツ活動の活性化を図ります。
- ② スポーツ少年団への支援として、全国大会などに出場する選手への激励金を支給するほか、加入を促進するために、スポーツ体験活動による児童の育成などを行います。
- ③ 計画的なスポーツ施設の改修などを進めるとともに、利用者の利便性向上に努め、快適に楽しめるスポーツ施設の提供と活用を図ります。

（2）指導・支援体制の充実（4222）

- ① スポーツ推進委員（各地区のスポーツコーディネーター）などの協力により、各地区において、スポーツ普及や競技力向上のための指導者や審判員を育成するとともに、スポーツを支えるボランティアの活動支援などを行います。

指標

指標（単位）		現状値 （平成 28 年度）	当初目標値 （令和 4 年度）	変更後目標値 （令和 6 年度）
①	市スポーツ施設の利用者数（人）	1,643,302	1,650,000	1,650,000
②	市長杯スポーツ大会の開催数（件）	34	40	40
③	スポーツ審判員等の人数（人）	676	1,250	1,250

施策3 国際化の推進（423）

めざす姿

様々な分野で、姉妹・友好都市（サクラメント市、フライブルク市、平澤市）や友好交流都市（台北市）をはじめとする世界の都市との交流が進んでいます。また、異文化理解が進み、外国人も生活しやすいまちになっています。

施策の方向性

- (1) 姉妹・友好都市や友好交流都市をはじめ、諸外国との都市間交流の推進のほか、民間団体が行う多様な分野における国際交流活動を支援することで、一層の国際化を目指します。
- (2) 市内に在住する外国人の生活を支援するとともに、異文化理解を深める機会を提供します。

主な取り組み

（1）国際交流の促進（4231）

- ① 文化・経済・教育・スポーツなどの多様な国際交流の機会を提供するとともに、民間団体やNPOなどの活動を支援し、国際交流に関する事業や活動、人材育成を推進します。
- ② 姉妹・友好都市や友好交流都市をはじめ、諸外国との都市間交流を推進し、国際化を図ります。

（2）多文化共生の促進（4232）

- ① 多文化共生社会の実現に向け、異文化理解を推進するとともに、外国人住民に対する日本語習得の機会や生活サポートの充実を図ります。

指 標

指標（単位）		現状値 （平成 28 年度）	当初目標値 （令和 4 年度）	変更後目標値 （令和 6 年度）
①	中学生海外派遣者数（人） ※累計	1,492	1,730	1,730
②	外国人生活サポートボランティア登録者数 （人）	470	500	205

基本目標 4 健全で豊かな心を育むまち

政策 3

全ての人々が尊重される 社会をつくる

(43)

施策体系

施策 1 : 人権と平和意識の醸成 (431)

(1) 人権意識の啓発と醸成 (4311)

(2) 平和意識の啓発と醸成 (4312)

前期基本計画期間の取り組みと今後の課題

■ 前期基本計画期間の取り組み

- ▶ 従来実施してきた「人権啓発フェスティバル」や「人権週間」などでの啓発活動に加えて、学校・地域・企業を対象に、それぞれの実情に応じた学習会や研修会を実施することで、様々な市民が学習活動に参加しやすい環境整備に取り組んできました。
- ▶ 職員を対象とした「人権啓発推進リーダー及び担当者研修」を実施するとともに、平成 29(2017)年 3 月には「松山市人権啓発施策に関する基本方針〈第 2 次改訂版〉」を策定するなど、市全体で人権を守り、尊重するための環境を整備しました。
- ▶ 平和意識の醸成については、平和資料展の開催や、小中学校における平和学習への「平和の語り部」の派遣などを継続的に実施しています。

■ 今後取り組むべき課題

- ▶ 様々な啓発活動に取り組んでいるものの、人権問題は依然として残されており、特に近年は、東日本大震災の被災者へのいじめや、インターネット上でのプライバシー侵害及び誹謗中傷などが社会問題となっています。そのため、様々な立場の市民が学習活動に参加して現状をしっかりと認識し、自分自身のこととして受け止められる社会を目指し、引き続き取り組みを進めていくことが必要です。
- ▶ 戦争を直接体験した「平和の語り部」の担い手が高齢化していることから、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に語り継いでいくため、新たな担い手の確保が求められています。また、戦争体験のみならず、世界各地で起こっている紛争など、現代の社会情勢を題材にした平和教育の機会を創出することも必要です。

施策1 人権と平和意識の醸成（431）



めざす姿

誰もが他者の人権を意識し、互いに尊重し合う中で自分らしく生きられる社会が形成されています。また、平和を望む意識が、世代を超えて継承されています。

施策の方向性

- (1) 市民一人ひとりが、人権問題を自分自身のこととして受け止められる社会を形成するため、あらゆる機会をとおした人権教育や啓発施策を実施するほか、総合的で効果的な推進体制の確立などにより、人権を尊重する意識の醸成を図ります。
- (2) 各種平和記念事業の実施による啓発活動をとおして、平和意識の高揚を図るとともに、それを次世代に継承します。

主な取り組み

(1) 人権意識の啓発と醸成（4311）

- ① 人権を尊重する意識の確立とこれに基づく行動が市民生活に浸透するよう、学校・家庭・地域社会・企業などのあらゆる場で、一人でも多くの人々が学習の機会を持てるよう学習会への参加を促し、一人ひとりの人権感覚に応じた教育・啓発活動を推進します。
- ② 人権啓発に関する市の基本方針に定められた、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題などの重要な人権課題への対応のほか、公務員や福祉関係者などの人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発活動など、きめ細かな施策を推進します。
- ③ 人権を尊重する意識の醸成に関して、市職員が日常業務で主体的に取り組むための行政内部の体制整備や、市民の主体性を重視する協働体制の強化、関係団体との連携強化などにより、総合的で効果的な推進体制を確立します。

(2) 平和意識の啓発と醸成（4312）

- ① 「平和資料展」の開催や「平和の語り部」の派遣などをとおして、平和に対する意識の高揚を図るとともに、戦争体験者が高齢化していることを踏まえ、戦争遺跡として掩体壕を保存することなどにより、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承するための教育機会を創出し、平和行政を推進します。

指標

指標（単位）		現状値 （平成 28 年度）	当初目標値 （令和 4 年度）	変更後目標値 （令和 6 年度）
①	人権問題に関する学習会や研修会への参加者数（人）	115,064	116,200	116,200
②	人権啓発推進員数（人）	817	1,000	1,000
③	平和資料展の来場者数（人）	5,900	6,300	6,300

基本目標 4 健全で豊かな心を育むまち

政策 4 松山市固有の文化芸術 を守り育む (44)

施策体系

施策 1 : 文化遺産の継承 (441)

(1) 文化財の保存・活用 (4411)

(2) 道後温泉本館の保存修理 (4412)

施策 2 : 文化芸術の振興と活用 (442)

(1) 文化芸術活動の継承・推進及び支援 (4421)

(2) 文化芸術の創造・活用 (4422)

前期基本計画期間の取り組みと今後の課題

■ 前期基本計画期間の取り組み

- ▶ 松山城では、イベントの実施や接客サービス向上のほか、文化財とイルミネーションを融合させた「光のおもてなし in 松山城」を開催するなど、新たな魅力を創出し、市内外に発信してきました。
- ▶ 文化財への市民の関心を高めるため、松山市考古館や庚申庵でのイベント、釣島灯台旧官舎サポートツアー、古民家の修理見学会などの市民参加型事業を積極的に実施するとともに、葉佐池古墳公園や一草庵などを公開しています。
- ▶ 道後温泉本館については、平成 28(2016)年 10 月に「松山市道後温泉活性化計画審議会」から答申を受けるなど、保存修理工事に向けた準備を進めています。
- ▶ 市有文化施設では、利用者のニーズに対応した施設運用を進めるとともに、松山市民会館の耐震改修・補強工事を行うなど、文化芸術活動の環境整備に取り組んできました。

■ 今後取り組むべき課題

- ▶ 文化財をテーマにした市民参加型事業の中には、応募者多数で抽選になる事業もあるものの、参加者にはリピーターも多いため、今後はより幅広い層の市民に関心をもってもらえるような取り組みが必要です。
- ▶ 本市を代表する重要文化財である道後温泉本館の保存修理について、積極的な情報発信などにより、市民の文化財への理解を深めるとともに、道後温泉本館の価値を保全し、将来世代に受け継いでいくことが求められています。
- ▶ 文化芸術活動の拠点となる施設については、長期的な需要の動向も見据えて適正な維持管理を行う必要があります。
- ▶ 担い手の高齢化が進む民俗芸能の保存伝承や後継者育成の支援を継続する必要があります。また、豊かな文化的土壌を生かしながら、文化芸術の創造活動を支援するとともに、様々な分野に活用することにより、地域の活性化を図ることも必要です。

施策 1 文化遺産の継承 (441)

めざす姿

本市固有の文化財が適正に保存・継承されており、市民がその文化的価値や重要性を理解し、文化財保護に対する意識が高まっています。

施策の方向性

- (1) 松山城をはじめとする歴史的建造物や史跡などの文化財について、保護や保存修理を推進するとともに、積極的に公開することにより、市民の理解を深め、保護意識の醸成を図ります。
- (2) 本市を代表する重要文化財である道後温泉本館の価値を保全し、後世に受け継いでいくため、保存修理に取り組みます。

主な取り組み

(1) 文化財の保存・活用 (4411)

- ① 市のみならず国・県の指定文化財について、所有者の保存修理に対する技術的・財政的支援などを行い、その保護に努めるとともに、できる限り広く利活用することで、より幅広い層に関心を広げていき、市民の文化財に対する理解を深めます。
- ② 埋蔵文化財については、開発による破壊をできる限り防止するとともに、埋蔵文化財センターと連携した公開・活用などをとおして、文化財を身近に感じる機会を提供することにより、保護意識の醸成を図ります。

(2) 道後温泉本館の保存修理 (4412)

- ① 道後温泉本館の保存修理工事を貴重な機会と捉え、工事期間中の積極的な情報発信などにより、文化財への理解を深め、市民共有の財産である道後温泉本館を将来の世代に受け継いでいきます。

指 標

指標 (単位)		現状値 (平成 28 年度)	当初目標値 (令和 4 年度)	変更後目標値 (令和 6 年度)
①	松山市考古館入館者及び出前講座受講者数 (人)	26,064	29,600	30,400
②	松山城天守入場者数 (人)	517,566 (平成 28 年)	530,000 (令和 4 年)	530,000 (令和 6 年)

施策2 文化芸術の振興と活用（442）



めざす姿

先人たちから受け継いだ豊かな文化的土壌を継承・活用し、松山ならではの「ことば」文化が広がる中で、多様な文化芸術活動が盛んに行われているとともに、様々な分野で文化芸術が活用されており、市民の誰もが文化や芸術に親しんでいます。

施策の方向性

- (1) 市民が文化芸術に触れる機会を充実させ、引き続き「ことば」文化を推進するとともに、指定無形民俗文化財の保存伝承や担い手の育成を支援するほか、文化芸術活動の拠点となる施設の適正な管理・運営を行います。
- (2) 文化芸術の新たな取り組みを支援するとともに、産業や福祉、まちづくりなど様々な分野へ文化芸術を活用することにより、地域の活性化を図ります。

主な取り組み

(1) 文化芸術活動の継承・推進及び支援（4421）

- ① 文化芸術情報の効果的な発信や文化団体への活動支援などにより、市民誰もが気軽に文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、指定無形民俗文化財の保存伝承や後継者育成のため、引き続き保存団体などへの運営支援を行います。
- ② 文化芸術の鑑賞の場であるとともに、市民による練習や発表の場となる文化施設の適正な維持管理や市民ニーズに対応した運営を行うなど、文化芸術活動の環境を整備します。

(2) 文化芸術の創造・活用（4422）

- ① 文化芸術の創造者の能力が十分に発揮できるよう、文化芸術の企画や作品等を評価する機会の提供など、新たな文化芸術創造活動への取り組みを支援します。
- ② 産業や福祉、まちづくりなど、様々な分野に文化芸術を活用し、地域の活性化を図ります。

指標

指標（単位）		現状値 （平成 28 年度）	当初目標値 （令和 4 年度）	変更後目標値 （令和 6 年度）
①	市文化施設の利用者数（人）	442,988	522,500	522,500